

# 「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

- 受託契約準則の一部改正新旧対照表…………… 1
- E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 2
- 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 3

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の80</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の80</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p><b>第7条</b> 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が<u>一般社団法人</u>投資信託協会の会員であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第7条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>一般社団法人</u>投資信託協会の会員でなくなった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p><b>第7条</b> 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が<u>社団法人</u>投資信託協会の会員であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第7条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>社団法人</u>投資信託協会の会員でなくなった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧								
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p><b>第4条</b> 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <table border="0" data-bbox="231 1108 734 1198"> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>100分の70</td> </tr> </table> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>一般社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。</p>	公社債投資信託の受益証券	100分の85	その他のもの	100分の70	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p><b>第4条</b> 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>社団法人</u>投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <table border="0" data-bbox="877 1108 1380 1198"> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>100分の70</td> </tr> </table> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	公社債投資信託の受益証券	100分の85	その他のもの	100分の70
公社債投資信託の受益証券	100分の85								
その他のもの	100分の70								
公社債投資信託の受益証券	100分の85								
その他のもの	100分の70								